

船舶事故調査報告書

平成23年6月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 石川 敏行
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年7月25日（日） 10時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市瀬田川の瀬田唐橋東側 大津市三大寺 三大寺四等三角点から真方位250° 780m付近 （概位 北緯34° 58.4′ 東経135° 54.4′）
事故調査の経過	平成22年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ^{おうみのくに} 近江国、3.4トン 253-31647 滋賀、建部大社 12.60m (Lr) × 3.49m × 0.69m、軽合金 ガソリン機関、44.10kW、平成21年7月 最大搭載人員 旅客48人、船員2人計50人
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年4月30日 免許証交付日 平成22年4月30日 （平成27年4月29日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長 右腕骨折）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、平底型の小型船舶で、船長ほか2人が乗り組み、瀬田川に架かる瀬田唐橋の上流側において、祭礼の際に本船に神輿<small>みこし</small>を乗せる予行のため、平成22年7月25日09時30分ごろから、3人が交代で同橋の上流側にある瀬田川左岸の着岸場所で離着岸操船の練習を行った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用せず、船首右舷部にある操舵装置の前に立って手動操舵と船外機の遠隔操作に当たり、3回目の離着岸操船の練習のため、10時39分ごろ、三大寺四等三角点から248°（真方位、以下同じ。）760m付近の着岸場所の沖において、船首を着岸場所にほぼ直角に向け、機関を中立にして漂泊した。</p> <p>船長は、瀬田川の中央付近を手漕ぎの競漕用のボート群（以下「ボート群」という。）が上流に向かって航行しており、本船が後進で下って川の中央部に出るとボート群と接近するおそれがあったので、漂泊してボート群の通過を待っていたところ、川の流れで本船の船尾部から下流に流され始めた。</p>

	<p>船長は、本船の右舷船首部が瀬田唐橋東側の橋脚に衝突しそうになったので、右手で橋脚を押そうとしたところ、三大寺四等三角点から250°780m付近で、本船の右舷船首部にある屋根を支える支柱と瀬田唐橋の橋脚との間に右腕が挟まれた。</p> <p>本船は、離着岸場所に着岸し、船長が救急車により病院に搬送された。</p>								
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好								
その他の事項	<p>本船は、祭礼に使用されるため、船体の長さに比べて船幅が広く、船底は平底で、甲板上には屋根組みが作られており、船首尾の計4か所に屋根を支えるための支柱が立てられていた。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許を取得したのち、8月17日に行われる祭礼のため、6月中旬から本船以外の船舶で約10回の操船練習を行ったが、本船の操船は、本事故当日が初めてであった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、瀬田川に架かる瀬田唐橋の上流側において、同川左岸の着岸場所への離着岸操船の練習中、船長が、ボート群が通過するのを待とうとして着岸場所の沖で船首を同場所に向けて漂泊した際、本船が川の流れを左舷側から受けて下流に圧流され、右舷船首部が瀬田唐橋の橋脚に衝突しそうになったので、右手で橋脚を押して離そうとしたことから、右舷船首部の支柱と橋脚との間に右腕が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、瀬田川に架かる瀬田唐橋の上流側において、同川左岸の着岸場所への離着岸操船の練習中、船長が、ボート群が通過するのを待とうとして着岸場所の沖で船首を同場所に向けて漂泊した際、本船が川の流れを左舷側から受けて下流に圧流され、右舷船首部が瀬田唐橋の橋脚に衝突しそうになったので、右手で橋脚を押して離そうとしたことから、右舷船首部の支柱と橋脚との間に右腕が挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、瀬田川に架かる瀬田唐橋の上流側において、同川左岸の着岸場所への離着岸操船の練習中、船長が、ボート群が通過するのを待とうとして着岸場所の沖で船首を同場所に向けて漂泊した際、本船が川の流れを左舷側から受けて下流に圧流され、右舷船首部が瀬田唐橋の橋脚に衝突しそうになったので、右手で橋脚を押して離そうとしたことから、右舷船首部の支柱と橋脚との間に右腕が挟まれて負傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、瀬田川に架かる瀬田唐橋の上流側において、同川左岸の着岸場所への離着岸操船の練習中、船長が、ボート群が通過するのを待とうとして着岸場所の沖で船首を同場所に向けて漂泊した際、本船が川の流れを左舷側から受けて下流に圧流され、右舷船首部が瀬田唐橋の橋脚に衝突しそうになったので、右手で橋脚を押して離そうとしたため、右舷船首部の支柱と橋脚との間に右腕が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>								